

知っていますか？

クーリングオフ制度

クーリングオフ制度とは？

消費者がいったん申込みや契約をした場合でも、契約内容を明らかにした書面の交付を受けた日から一定期間は、消費者に考える期間を与え、頭を冷やした結果、必要がないと考えた場合には、消費者からの一方的な『申込みの撤回』や『契約解除』を認める制度です。英語の『Cooling-off（頭を冷やす）』からきています。

クーリングオフをすると…

- 契約ははじめからなかったこととなります。
- 支払済みの現金は、全額返金されます。違約金や損害賠償金を支払う必要はありません。
- 商品を受け取っている場合は、販売業者の負担で商品を引き取ってもらえます。ただし、自ら開封したらクーリングオフできない消耗品（化粧品・健康食品など）があります。
- 工事などの場合、土地や建物を無料で元の状態に戻すように販売業者に請求できます。
- クーリングオフの効果は、期間内に書面を送れば発生します。相手に届いていなくても有効です。

期間が過ぎてしまったときは…

クーリングオフできなくても、消費者契約法で契約を取り消すことができる場合や、契約で一定の解約料を支払って解約できることになっている場合、販売業者との交渉で合意解約できる場合もあります。あらかじめ話し合うことが大切です。

クーリングオフ制度は、販売方法や品物によって、解約できる期間が定められています。1人で悩まずに、まずお気軽にご相談ください。
(マイライフかごしまから抜粋)

【問い合わせ・相談先】

鹿児島県消費生活センター

TEL 099 - 224 - 0999

大崎町役場 企画財政課 商工観光係

TEL 0994 - 76 - 1111 (内線 222)

届け出の必要な土地取引

土地取引には

届け出が必要です

■ 次の条件を満たす土地取引に当たっては届け出が必要です。

取引の形態

- 売 買
 - 交 換
 - 営業譲渡
 - 譲渡担保
 - 代物弁済
 - 共有持分の譲渡
 - 地上権・賃借権の設定・譲渡
 - 予約完結権・買戻権等の譲渡など
- (※これらの取り引きの予約である場合も含まれます。)

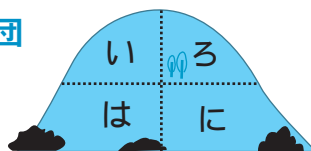
取引の規模（面積要件）

- ① 都市計画区域…………… 5,000 m²以上
- ② 都市計画区域以外の区域…………… 10,000 m²以上

一団の土地取引（事後届出制の場合）

個々の面積は小さくても、権利取得者（売買の場合であれば買主）が権利を取得する土地の合計が左記の面積以上となる場合（「買いの一団」）には届け出が必要です。

買いの一団



(い+ろ+は+に)が取引の規模（面積要件）の面積を超える場合は、届け出が必要です。

〈問い合わせ先〉大崎町役場 企画財政課 企画広報係 ☎ 76 - 1111 (内線 221)